

イ 研修の方法

(ア)～(イ) 略

(ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。

(エ) 養育の内容及び方法の理解に関する講義は、スクーリングで行うこと。

(オ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

略

エ 研修期間

(ア)～(イ) 略

(ウ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は概ね3日間とすること。

(エ) 略

オ 養育実習

略

カ 受講期間の延長

略

4 更新研修

(1) 略

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として更新研修を実施すること。

(3) 研修期間

概ね2日間とすること。

5 修了認定

・ (1)のアからウのいずれかに該当することを証明する書類

(イ) 都道府県は、受講の申込みをした専門里親希望者について書類審査を行い、その受講の可否について、結果を専門里親希望者に通知しなければならないこと。

なお、研修を他に委託している都道府県にあっては、受講者リストを作成し、委託先に連絡しなければならないこと。

イ 研修の方法

(ア) 認定研修は、講義、演習及び実習により行うこと。

(イ) 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。

(ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。

(エ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目に関する講義は、スクーリングで行うこと。

(オ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者又は離職してから3年以内の者、その他被虐待児の処遇に関し十分な知識及び経験を有し都道府県知事が適当と認めた者については、養育実習を免除できること。

エ 研修期間

(ア) 研修期間は、原則として、概ね3か月以上とすること。

(イ) 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、1か月間に履修できる科目は3科目までとすること。

(ウ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は、概ね3日間とすること。

(エ) 養育実習科目の実習期間は、のべ7日間とし、宿泊研修を1回は実施しなければならないこと。

オ 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

カ 受講期間の延長

受講年度で全課程を修了できなかった者については、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができること。

4 継続研修

(1) 対象者

専門里親の認定及び登録を受けている者

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として継続研修を実施すること。

5 修了認定

略

6 その他

研修対象者のうち、3（1）イ又はウに該当する者であって、養育里親の登録研修を受講していない者については、専門里親研修を修了したことをもって養育里親研修を修了したものとみなす。

- (1) 修了認定  
都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。
- (2) 修了証書の交付  
都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。  
なお、専門里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。
- (3) 修了証書交付の記録  
都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。
- (4) 修了証書の有効期間  
修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

# 養育里親研修テキスト

○このテキストは、都道府県、政令都市、児童相談所設置市や里親支援機関が養育里親研修を実施する際に、里親研修カリキュラム(例)に沿った研修内容のポイントや進め方、講師の選定について参考にしていただくために作成したものです。

○今後も、内容については適宜更新を行います。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

## 基礎研修カリキュラム

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ①里親制度の基礎 I           | (里親養育論)  |
| ②保護を要する子どもの理解について    | (養護原理)   |
| ③地域における子育て支援サービスについて | (児童福祉論)  |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議     | (里親養育演習) |
| ⑤実習                  | (養育実習)   |

# ①里親制度の基礎 I

## 研修のポイント

- ↓社会的養護～施設養護と家庭的養護
- ↓里親希望から登録までの流れ
- ↓里親の種類
- ↓里親の要件等

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

## 社会的養護とは？

- 「社会的養護」とは、家庭において適切な養育を受けることができない子どもに対し、公的責任の下で養育や保護を行うことです。
- 社会的養護には、「施設養護」と「家庭的養護」があります。

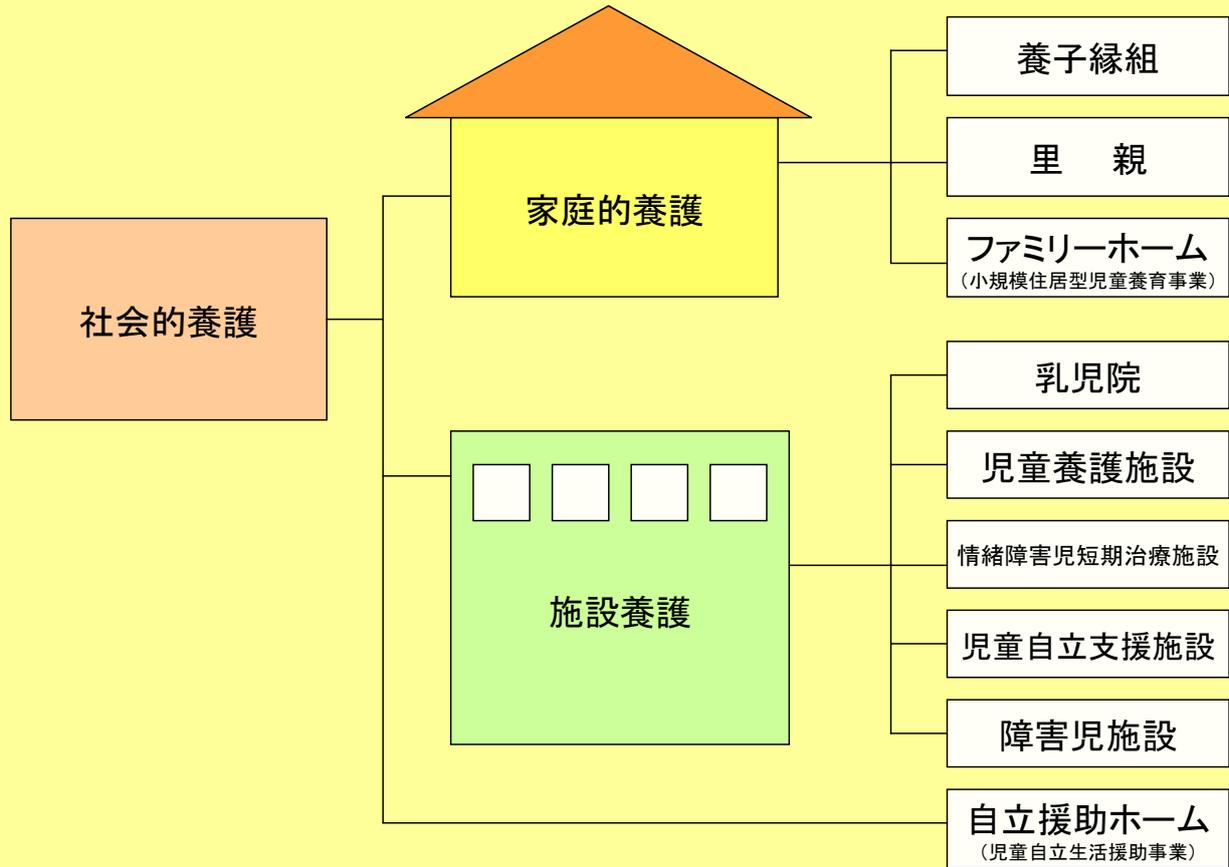
## 施設養護とは？

- 「施設養護」とは、児童福祉施設における養育をいいます。
- 児童相談所が「入所措置」を行います。  
(児童福祉法第27条第1項第3号)
- 社会的養護を担う児童福祉施設には、「乳児院」、「児童養護施設」、「情緒障害児短期治療施設」、「児童自立支援施設」、「障害児施設」があります。
- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)  
～施設を退所した児童または義務教育卒業後の自立支援が必要な児童について、対象者の申し込みに応じて提供を行います。  
※対象年齢:義務教育終了後、20歳未満

## 家庭的養護とは？

- 「家庭的養護」とは、家庭や家庭に近い形態における養育をいいます。
- 家庭的養護には、養子縁組によるものと、「里親」、「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」があります。
- 「里親」や「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」についても、施設養護と同様、児童相談所が「委託措置」を行います(児童福祉法第27条第1項第3号)。

# 社会的養護体系(イメージ図)



## 里親希望から登録までの流れ

①相談・申請

里親について、居住地の管轄の児童相談所に相談し、要件を確認した上で、申請を行います。

②調査

児童相談所は里親希望者が里親として適当であるかについて調査を行います。

③意見

児童相談所は意見を都道府県に提出します。

④審査

都道府県は、児童福祉審議会の意見を聴取し里親認定の可否についての審査を行います。

⑤認定・登録

認定された者について登録を行います。  
(親族里親については、登録手続きはしない)

※養育里親・  
専門里親は  
研修受講要